

アフィドピロペン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
大豆	0.01	
ばれいしょ	0.01	
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	
かんしょ	0.01	
やまいも（長いもをいう。）	0.01	
その他のいも類 ¹	0.01	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 5	
かぶ類の葉	○ 5	
クレソン	○ 5	
はくさい	○ 0.5	
キャベツ	○ 0.5	
芽キャベツ	○ 0.5	
ケール	○ 5	
きょうな	○ 5	
チンゲンサイ	○ 5	
カリフラワー	○ 0.5	
ブロッコリー	○ 0.5	
その他のあぶらな科野菜 ²	○ 5	
エンダイブ	○ 2	
しゅんぎく	○ 2	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 2	
その他のきく科野菜 ³	○ 3	
パセリ	○ 2	
セロリ	○ 3	
その他のせり科野菜 ⁴	○ 3	
トマト	○ 0.2	
ピーマン	○ 0.2	
なす	○ 0.2	
その他のなす科野菜 ⁵	○ 0.2	
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.7	
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 0.7	
しろうり	○ 0.7	
すいか（果皮を含む。）	○ 0.7	
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.7	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.7	
その他のうり科野菜 ⁶	○ 0.7	
ほうれんそう	○ 2	
オクラ	○ 0.2	
しょうが	0.01	
その他の野菜 ⁷	○ 3	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
みかん（外果皮を含む。）	○ 0.2	
なつみかんの果実全体	○ 0.2	
レモン	○ 0.2	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 0.2	
グレープフルーツ	○ 0.2	
ライム	○ 0.2	
その他のかんきつ類果実 ⁸	○ 0.2	
りんご	○ 0.02	
日本なし	○ 0.02	
西洋なし	○ 0.02	
マルメロ	○ 0.02	
びわ（果梗 ^{こさ} を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.02	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 0.03	
ネクタリン	○ 0.03	
あんず（アプリコットを含む。）	○ 0.03	
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.03	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 0.03	
その他の果実 ⁹	○ 0.2	
綿実	○ 0.08	
くり		0.01
ペカン		0.01
アーモンド		0.01
くるみ		0.01
その他のナッツ類 ¹⁰		0.01
その他のスパイス（根又は根茎に限る。） ¹¹		0.01
その他のハーブ ¹²	○	5

○：基準値を引き上げる品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

1. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
2. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
3. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
5. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
6. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

7. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
8. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
9. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アブリコットを含む。）、すもも（ブルーベリーを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
10. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
11. 「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガラナ根又はカンゾウの根又は根茎をいう。
12. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

オキシポコナゾールフマル酸塩

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
すいか	●	2
メロン類果実	●	2
まくわうり	●	2
みかん		0.5
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	● 2	5
レモン	● 2	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 2	5
グレープフルーツ	● 2	5
ライム	● 2	5
その他のかんきつ類果実 ¹	● 2	5
りんご	● 1	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ	●	2
びわ	●	2
もも		2
もも（果皮及び種子を含む。）	3	
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	● 1	5
すもも（プルーンを含む。）	● 0.7	5
うめ	● 1	5
おうとう（チェリーを含む。）	● 2	5
いちご	●	5
ラズベリー	●	5
ブラックベリー	●	5
ブルーベリー	●	5
クランベリー	●	5
ハックルベリー	●	5
その他のベリー類果実 ²	●	5
ぶどう	5	5
かき	●	2
バナナ	●	2
キウイ	●	2
パパイヤ	●	2
アボカド	●	2
パイナップル	●	2
グアバ	●	2
マンゴー	●	2
パッションフルーツ	●	2

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
なつめやし	●	5
その他の果実 ³	●	5
その他のスパイス ⁴	○ 10	5

- ：基準値を引き下げる品目
- ：基準値を引き上げる品目

- * 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。
- * 「みかん」に設定されているオキシポコナゾールフマル酸塩の残留基準値については、外果皮を含む部位に適用するものとする。
- * 「もも」に設定されているオキシポコナゾールフマル酸塩の残留基準値については、果皮及び種子を含む部位に適用するものとする。
- 1. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 2. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 3. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、パナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 4. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

サリノマイシン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.02	0.02
豚の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	● 0.1	0.4
豚の肝臓	● 0.1	0.2
牛の腎臓	● 0.02	0.5
豚の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分 ¹	● 0.2	0.5
豚の食用部分	0.1	0.1
鶏の筋肉	● 0.02	0.1
その他の家きん ² の筋肉	● 0.02	0.1
鶏の脂肪	● 0.2	0.4
その他の家きんの脂肪	○ 0.2	0.1
鶏の肝臓	● 0.2	0.5
その他の家きんの肝臓	● 0.2	0.5
鶏の腎臓	● 0.04	0.5
その他の家きんの腎臓	● 0.04	0.5
鶏の食用部分	● 0.2	0.5
その他の家きんの食用部分	● 0.2	0.5
鶏の卵	●	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02

- ：基準値を引き下げる品目
- ：基準値を引き上げる品目

* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

1. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
2. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

フルアジナム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
小麦	● 0.05	0.1
小豆類 ¹	0.1	0.1
らっかせい	0.05	0.05
ばれいしょ	0.1	0.1
やまいも（長いものをいう。）	0.05	0.05
てんさい	0.5	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.1	0.1
かぶ類の根	0.05	0.05
かぶ類の葉	● 0.05	0.1
はくさい	● 0.05	0.1
キャベツ	● 0.05	0.1
芽キャベツ	● 0.05	0.1
こまつな	0.05	0.05
きょうな	0.05	0.05
チンゲンサイ	● 0.05	0.1
カリフラワー	● 0.05	0.1
ブロッコリー	0.1	0.1
その他のあぶらな科野菜 ²	● 0.05	0.1
ごぼう	○ 0.2	0.05
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	● 0.05	0.1
たまねぎ	○ 0.2	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.05	0.1
にら	● 0.05	0.1
アスパラガス	● 0.05	0.1
その他のゆり科野菜 ³	○ 5	2
にんじん	0.3	0.3
その他のなす科野菜 ⁴	0.3	0.3
その他の野菜 ⁵		5
その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）	5	
その他の野菜（ずいき及びれんこんに限る。）	●	
みかん		0.5
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実 ⁶	5	5
りんご	● 0.2	0.5
日本なし	● 0.2	0.5
西洋なし	● 0.2	0.5
びわ		0.5
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	2	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
もも		0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	0.7	
ネクタリン	0.05	0.05
あんず（アプリコットを含む。）	0.05	0.05
すもも（プルーンを含む。）	0.05	0.05
うめ	● 0.1	0.5
おうとう（チェリーを含む。）	● 0.05	0.5
いちご	0.05	0.05
ブルーベリー	○ 4	0.1
クランベリー	○ 4	
ハックルベリー	○ 4	
その他のベリー類果実 ⁷	○ 4	
ぶどう	● 0.05	0.5
かき	● 0.3	0.5
キウイー		0.5
キウイー（果皮を含む。）	3	
パイナップル	● 0.05	0.5
グアバ	○ 4	
その他の果実 ⁸	0.05	0.05
茶	5	5
その他のスパイス ⁹	10	10
牛の筋肉	0.01	
牛の脂肪	○ 0.02	
牛の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
牛の食用部分 ¹⁰	0.01	
乳	0.01	

●：基準値を引き下げる品目

○：基準値を引き上げる品目

* 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。

* 「その他の野菜」に設定されているフルアジナムの基準値については、「その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）」及び「その他の野菜（ずいき及びれんこんにに限る。）」として残留基準値を設定する。

* 「みかん」に設定されているフルアジナムの残留基準値については、外果皮を含む部位に適用するものとする。

* 「びわ」に設定されているフルアジナムの残留基準値については、果梗を除き、果皮及び種子を含む部位に適用するものとする。

* 「もも」に設定されているフルアジナムの残留基準値については、果皮及び種子を含む部位に適用するものとする。

* 「キウイー」に設定されているフルアジナムの残留基準値については、果皮を含む部位に適用するものとする。

1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

2. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
3. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
4. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
5. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
6. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
7. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。
8. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アブリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
9. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
10. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フルベンジアミド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
とうもろこし	0.05	0.05
そば	10	10
大豆	1	1
小豆類 ¹	1	1
えんどう	1	1
そら豆	1	1
その他の豆類 ²	1	1
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いもをいう。）	0.05	0.05
てんさい	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の根	0.3	0.3
かぶ類の葉	25	25
西洋わさび	0.3	0.3
はくさい	5	5
キャベツ	4	4
芽キャベツ	4	4
ケール	20	20
こまつな	20	20
きょうな	20	20
チンゲンサイ	5	5
カリフラワー	4	4
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜 ³	20	20
ごぼう	0.05	0.05
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	15	15
その他のきく科野菜 ⁴	○ 3	
ねぎ（リーキを含む。）	3	3
アスパラガス	1	1
にんじん	0.3	0.3
セロリ	10	10
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	1	1
その他のなす科野菜 ⁵	5	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
すいか		0.05
すいか（果皮を含む。）	0.5	
メロン類果実		0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	1	
その他のうり科野菜 ⁶	2	2
オクラ	2	2
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	3	3
えだまめ	5	5
その他の野菜 ⁷	5	5
みかん		0.2
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	3	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3	3
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実 ⁸	3	3
りんご	1	1
日本なし	0.8	0.8
西洋なし	0.8	0.8
マルメロ	0.8	0.8
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 2	
もも		0.05
もも（果皮及び種子を含む。）	1	
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	2	2
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	2	2
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	2	2
ブルーベリー	2	2
ぶどう	2	2
かき	○ 0.8	0.7
キウイー		0.05
キウイー（果皮を含む。）	2	
その他の果実 ⁹	0.1	0.1
綿実	2	2
ぎんなん	0.1	0.1
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類 ¹⁰	0.1	0.1
茶	50	50
その他のスパイス ¹¹	10	10
その他のハーブ ¹²	25	25
牛の筋肉	2	2
豚の筋肉	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹³ の筋肉	2	2
牛の脂肪	2	2
豚の脂肪	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2	2
牛の肝臓	1	1
豚の肝臓	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	1
牛の腎臓	1	1
豚の腎臓	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	1
牛の食用部分 ¹⁴	1	1
豚の食用部分	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	1
乳	0.1	0.1
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きん ¹⁵ の筋肉	0.01	
鶏の脂肪	○ 0.05	
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	
鶏の肝臓	○ 0.02	
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	
鶏の腎臓	○ 0.02	
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	
鶏の食用部分	○ 0.02	
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	

○：基準値を引き上げる品目

- * 基準値が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されることになる。
- * 「すいか」に設定されているフルベンジアミドの残留基準値については、果皮を含む部位に適用するものとする。
- * 「メロン類果実」に設定されているフルベンジアミドの残留基準値については、果皮を含む部位に適用するものとする。
- * 「みかん」に設定されているフルベンジアミドの残留基準値については、外果皮を含む部位に適用するものとする。

- * 「もも」に設定されているフルベンジアミドの残留基準値については、果皮及び種子を含む部位に適用するものとする。
- * 「キウイ」に設定されているフルベンジアミドの残留基準については、果皮を含む部位に適用するものとする。
1. 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
 2. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
 3. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
 4. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
 5. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
 6. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
 7. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
 8. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
 9. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アブリコットを含む。）、すもも（ブルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
 10. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
 11. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
 12. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
 13. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
 14. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
 15. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。